

# 尼崎市要保護・要支援児童等見守り強化事業業務委託事業者の募集に係る質問及び回答について

令和7年2月6日時点

| 通し<br>番号 | 質問日      | 質問箇所       | 質問   | 回答  |
|----------|----------|------------|--|---|
| 1        | 令和7年2月3日 | 募集要項 9-(1) | <p>プレゼンテーションでパワーポイントを使用する場合、その内容(施設の写真等)をすべて企画提案書に載せておかないといけないのか。</p> <p>また、片面10枚だと情報量が不足するので、企画提案書と別の資料もあわせて当日補足説明することは可能か。</p> | <p>プレゼンテーションは、原則提出した応募書類に基づいて実施していただきます。</p> <p>ただし、施設の写真等をプロジェクターで投影することは可とします。</p>  |
| 2        | 令和7年2月3日 | 仕様書 4-(1)  | <p>提案上限額について、「こどもの見守り支援業務」と「こどもの居場所運営・支援業務」の内訳が設けられているが、なぜこの金額になっているのか。</p>  | <p>募集要項1に記載のとおり、本事業は、こども家庭庁の補助事業である「地域こどもの生活支援強化事業」と「支援対象児童等見守り強化事業」を活用した事業となっております。</p> <p>そのため、これらの補助事業の補助基準額を参考に、「こどもの見守り支援業務」と「こどもの居場所運営・支援業務」のそれぞれに提案上限額を設定しているものです。</p> |